

千葉県農業集落排水事業口座振替収納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県農業集落排水事業会計規則（令和6年千葉県規則第15号）第25条第2項に規定する口座振替の方法による収入の納付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象公金)

第2条 口座振替により納付できる公金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 農業集落排水使用料
- (2) 農業集落排水分担金

(対象納入義務者)

第3条 口座振替により納付できる納入義務者は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預貯金口座を設けている者で、当該取扱金融機関の承諾を得た者とする。

(対象預貯金口座)

第4条 口座振替の対象預貯金口座は、納入義務者の指定した本人名義の普通預金、当座預金又は通常貯金のうち一口座とする。ただし、本人名義以外の口座であっても口座名義人の承諾印がある場合はこの限りでない。

(申込手続)

第5条 口座振替による納付を希望する納入義務者は、千葉県税等口座振替収納事務取扱要綱（平成4年4月1日施行）第5条第1項の規定による千葉県口座振替依頼書兼自動払込利用申込（廃止届）書を取扱金融機関に提出するものとする。

- 2 納入義務者は、口座振替による納付の変更、解約（廃止）をしようとするときも、前項に準じて手続きを速やかに行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、第1項の申込みを承諾したときは、千葉県税等口座振替収納事務取扱要綱（平成4年4月1日施行）第5条第3項の規定による口座振替依頼書兼自動払込受付通知を市長に送付し、本人控を納入義務者へ交付するものとする。

(口座振替の方法)

第6条 口座振替の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 納付書（振替依頼書）による方法

- (2) データ（記憶媒体の交換及びデータ伝送をいう。以下同じ。）による方法
2 前項第2号の規定による口座振替を行う場合のデータの仕様及び記録内容については、全国銀行協会の「預金口座振替事務取扱基準」に準拠する。

（振替手続）

第7条 口座振替による納付手続は、次の各号の掲げるとおりとする。

（1） 納付書（振替依頼書）による場合

市長は、納入義務者に係る振替依頼書（様式第1号、様式第1号-2）に預金者の種類、口座番号、通帳記号及び通帳番号等必要事項を記載し、これを取扱金融機関に振替日の5営業日前（振替日の前日を起算日として5営業日目にあたる日をいう、営業日数の計算方法については以下同様とする）までに送付するものとする。

この場合において、振替依頼書の件数、金額を記載した口座振替納付書送付書（様式第2号、様式第2号-2）を添付するものとする。

（2） データによる場合

市長は、作成した口座振替依頼データを、電子データにより口座振替業務委託の受託者（以下「委託先」という。）を通じ振替日の5営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。

なお、口座振替依頼データに瑕疵があった場合には、市長は修正した口座振替依頼データを取扱金融機関に再送付するものとする。

（振替の停止）

第8条 市長は、口座振替による納付を停止しようとするときは、口座振替停止依頼書（様式第3号）により、振替日の2営業日前までに取扱金融機関へ通知するものとする。

（振替日）

第9条 振替日は納期限日とする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日である場合は、その日以後において最も近い取扱金融機関の営業日とする。

（口座振替完了後の手続）

第10条 取扱金融機関は、口座振替による納付の手続を完了したときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号の規定による振替を行った場合は、振替済通知書（様式第1号、様式第1号-2）を速やかに市長に返送すること。

(2) 口座振替受入報告書（様式第2号、様式第2号-2）を市長に提出すること。

(3) 第6条第1項第2号の規定による振替を行った場合は、口座振替依頼データに振替結果等を記録し、振替日の2営業日後までに、委託先に報告すること。

(4) 振替済の収納金の取扱いについては、「公金収納事務の手引き」に基づき行うこと。

(口座振替納付済通知書)

第11条 市長は、前条第1号の規定による振替済通知を受けたとき及び前条第3号の規定によるデータにより振替を確認したときは、口座振替納付済通知書(様式第4号)を納入義務者に送付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、納入義務者の同意を得られるときは、預貯金通帳に記載される印字をもって、口座振替納付済通知書の送付に代えることができる。

(振替不能分の取扱い)

第12条 取扱金融機関等は、振替日において何らかの事由により振替不能のものがあるときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号の規定による場合

当該振替依頼書にその理由を明記して、速やかに市長に返送すること。

(2) 第6条第1項第2号の規定による場合

委託先は、振替結果等の記録された口座振替依頼データに基づいて、不能者一覧表を作成し、市長に提出すること。

2 市長は、一の口座振替が連続して振替不能となった場合にあっては、第7条に掲げる手続きを行わないことができる。

(不能者への納入通知)

第13条 市長は、取扱金融機関から振替不能の通知があったときは、不能者に対して納入通知書により通知する。ただし、第2条の公金については、督促状により通知することができる。

(覚書の締結)

第14条 市長は、第6条第1項第2号又は同条第1項第3号の規定により口座振替を行うときは、磁気媒体及びその記録内容の取扱い等について、千葉市電子情報処理規程(平成14年訓令(甲)第10号)第30条第2項の規定する「電子情報の提供に関する覚書」を取扱金融機関と取り交わすものとする。

(手数料)

第15条 市長は、契約に基づき口座振替取扱手数料(以下「手数料」という。)を取扱金融機関に支払うものとする。

- (1) 取扱金融機関（(株) ゆうちょ銀行を除く。）は、上半期分（4月から9月まで）及び下半期分（10月から翌年3月まで）を指定期日までに科目ごとに集計し、口座振替取扱手数料請求書（様式第5号）により、市長に請求すること。
- (2) 市長は、前号の請求があったときは、内容を審査のうえ、速やかに取り扱い金融機関に手数料を支払うものとする。
- 2 (株) ゆうちょ銀行取扱分については、公金取扱事務に要する経費についての覚書に基づき手数料を支払うものとする。

(疑義の決定)

第16条 この要綱について疑義を生じたときは、市長と取扱金融機関が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による施行前の様式による用紙は、この要綱施行後も、なお当分の間使用することができる。